

18世紀から19世紀初頭のプロイセン貴族
—「プロイセン貴族＝ Junker」観念の新たな研究—

大藤 慎司*・池谷 文夫**

(2005年9月20日受理)

Preußischer Adelstand 1701-1848
— Eine neue Forschung in der Adel-Junker-Vorstellung von Preußen —

Shinji OOTOH* und Fumio IKEYA**

(Received september 20, 2005)

Zusammenfassung

War der preußische Adelstand die Junkerschaft? Diese hier sich auf die Werke der japanischen und deutschen vielseitigen Forschungen gestützte Untersuchung hat die bisher unterbrochenen Forschungen in dem preußischen Adelstand nach der Reform vom 1806 wiederaufgenommen. Insbesondere hat diese aus den jetzigen deutschen Erforschungen voll von Erfolge gezogen. Einige Folgerungen sind erlangt geworden. (1) Von den politische Stände des preußischen Adels war dieser sich in kritischen Lage gewesen in der Zeit von der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts bis zur ersten Hälfte des 19. Jahrhundert. (2) Von den militärische Umstände des preußischen Adels im Heer, aus der neuen Forschungen in Deutschland, ist es zuverlässig, daß der Grundherr-Adel nicht immer der Offizier war. Es ist freilich nötig für diese Untersuchung, auch unter einem anderen Aspekte (der Gegen-Reform-Seite nach) zu betrachten. Aber, wie oben erwähnt, wurde die Gültigkeit für die preußischen Adel-Junker-Vorstellung klar verneint.

はじめに 現在の研究状況

本論文の前提として、まず、プロイセン貴族の18世紀から19世紀における詳しい状況を、研究史と共に踏まえておこう。従来のプロイセン貴族に対する研究は、主に官僚制・法制度の面からアプローチするスタイルが主流であった。日本においては、1806年以降の改革、及びそれに関連する年代のプロイセン貴族に関する事項を含む研究としては、上山安敏氏の『ドイツ官僚制成立論』、阪

*茨城大学大学院教育学研究科教科教育専攻社会科教育専修2年次生

**茨城大学教育学部社会科教育講座（〒310-8512 水戸市文京2丁目1-1；Social Studies Education, College of Education, Ibaraki University, Mito, Ibaraki 310-8512, JAPAN)

口修平氏の『プロイセン絶対王政の研究』、末川清氏の『近代ドイツの形成』などが上げられるが、プロイセン貴族の実態に迫ったものは意外に少ない¹⁾。これは、これら諸研究の目的が貴族ではなかったことと共に、日本の歴史研究において、貴族・軍隊をその題材とする事に対して忌避感があったことは否めない。2005年現在においても、最近年の研究といえるものは1992年の飯田氏のヴェストファーレン貴族との対比研究、及び、2001年から3年にかけての山崎彰氏による所領経営に関するもの、2000年および翌年の仲内英三氏によるフリードリヒ二世期の軍隊と等族の関係が上げられる程度である²⁾。

これに対し、ドイツでのプロイセン貴族に対する研究の歴史は継続している。まず、19世紀中葉以降に、現在とほぼ同様の貴族に対する研究の形式が定められ、ヴァイマル末期まで継続された。始まりは国制史の方面からで、貴族を制度の一部として認識する手法がドロイゼン Johann Gustav Droysen、シュモラー Gustav Schmoller、ヒンツェ Otto Hintze らによってとられている。ヴァイマル末期に、貴族を単一の素材としたマルティニー Fritz Martiny の研究がある。しかし、戦後、連合軍総司令部によるプロイセン研究の禁止の指示は大きな障害であった。それと共にプロイセン貴族に対する研究も中断する形となったのであるが、これはプロイセン貴族が特に軍事に特化した貴族として認識されていた事が深く関係している。戦後すぐの研究はこの障害ゆえにドイツではなくアメリカ、イギリスでカーステン Francis L. Carsten、ローゼンベルク Hans Rosenberg らによって着手され、ドイツではこの流れを受け、50年代末にビュッシュ Otto Büsch が軍事に関する研究を始めている。また、ランダスヘルシャフトの研究でブルナー Otto Brunner がいる。軍事に関しては1980年代以降、この分野に対する研究が復活したことは日本でも既に紹介されている³⁾。国制史からの貴族に対するアプローチは継続して行われ、カーステンが15世紀から18世紀の領邦君主と議会についての研究を、エストライヒ Gerhard Oestreich が身分制と国家形成との関連性についての研究を行っている。これに対し、旧東ドイツでは貴族の人民に対する支配体制の構造研究をユンカー関連の文書類から行う形式が取られ、貴族のドイツ史における役割と革命との関連性に重点がおかれて研究された。この研究の成果は、現在のハルニッシュ Hartmut Harnisch、ミュラー Hans-Heinrich Müller、エンダース Lieselott Enders の研究に繋がる。1990年代以降、つまり統一以後は、DDR との資料遣り取りが1983年から始まっていたこともあり、ユンカーに対する研究が活発化している。これに伴う諸研究の中で、プロイセン貴族に対する研究については様々な論争を孕みつつ、実像に迫る研究が行われているのである⁴⁾。

しかし、日本においてはプロイセン貴族がユンカーという言葉で理解され、なおかつ、それは19世紀のドイツ史の理解において広く浸透している。プロイセン貴族とはユンカーであり、ユンカーは地方では領主として農民をゲーツヘルシャフトの下に支配し、中央においては軍人・官僚として国家に奉職し、その国家から与えられた職権をもって多大な影響力を行使してきた存在である、という解釈が成り立っている。軍事の面ではそれが特に強く現れ、軍事強国プロイセンの象徴ともなっている。教養市民層と深く関わる第二帝国期のミリタリズムについても、貴族が軍人であり国家に多大な貢献を行ってきたプロイセンの歴史が根底にある⁵⁾。この点において、プロイセン貴族はユンカーであるというイメージ、ステレオタイプのものが形成されている。

それでは、そもそも「プロイセン貴族＝ユンカー」という定式化が成立し、プロイセン貴族が軍人・官僚として国家に奉職し、同時に地主として農奴を支配し、プロイセン、及び後のドイツ帝国に

多大な影響力を行使したという観念は適切なものなのであろうか。

本論文の目的としては、この「プロイセン貴族＝ユンカー」という定式がそもそも成立し得ない定式ではなかったかという疑問を提示し、更に断絶していた1806年改革前後期以降のプロイセン貴族へのアプローチから、これまでプロイセン改革において改革派一辺倒であった研究に対比する形で反動側の視点から改革を眺めるための端緒とし、もって、プロイセン貴族の実像に迫りたい。そのため、第一節では18世紀から19世紀初頭のプロイセン貴族がおかれていた政治的状况を検証し、第二節においては同時期におけるプロイセン貴族ともっとも分かち難い存在であるところの、軍隊における状况を検証する。

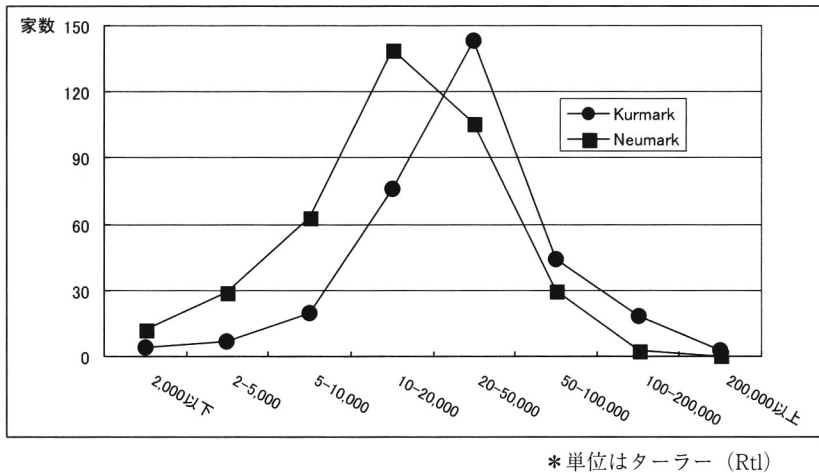
第一節 18～19世紀初頭におけるプロイセン貴族の状況

既に17世紀の後半から、「プロイセン貴族＝ユンカー」という定式は危機に瀕し始めていた。まず、プロイセンにおける最初の変革といえるのが大選帝侯と貴族との間で取り交わされた「大譲歩」と呼ばれる出来事だった。「大譲歩」とは、貴族が自己の支配する領域内にある自由農民を農奴として扱う事を認める代償に、選帝侯に軍税徴収権を与えるというものであった⁶⁾。この取引によって選帝侯は軍税の、貴族は土地からの徴集によって、三十年戦争からの回復を図ったのであったが、大選帝侯が軍税で賄った軍隊を背景に貴族に対する軍税徴集をも強めるのに伴い、プロイセンでは貴族が選帝侯に服従する体制が早期に構築された。この「大譲歩」によって、プロイセン貴族は自領をグーツヘルシャフトと化させ、ユンカー（グーツヘル）による土地支配が固定される、とこれまでは解釈されてきた⁷⁾。

しかし、これ以前、既にプロイセン貴族は、多くが入れ替わりを経験している存在である事が、固定した身分集団としてのユンカーの定義をあやふやなものとしている。ユンカーが成立したとされる16世紀には、同地域に259家の貴族が存在した事が確認されているが、そのうち19世紀にまで残っていたのは僅か83家であるという事実である。これを単純な数の減少という側面からみるならば、ブランデンブルクは本来、貴族が存続し難い土地であったと言う事が出来るだろう⁸⁾。

次に、フリードリヒ＝ヴィルヘルム一世時代から始まった、貴族に対する課税の問題が挙げられる。日本においてこのプロイセンにおける税制の研究は、法制史・財政史に対する研究の深まりからかなり進んでおり、代表的な著作である久保清治氏の『ドイツ財政史研究』においては、一般フーフェ税を代表とする貴族に対する直接税及び間接税の負荷がかなり高いことが示されている⁹⁾。この負荷がいかに高かったかについては、ここで示されている徴集の形式と、Göse,1992に掲載されている以下の表を比較する事で理解できよう。Göseの論文はプロイセン領のうち、KurmarkとNeumarkについてのみの研究ではあるものの、プロイセンの中心地域であるこれら二つの地域においてこの状況が呈されているのであれば、他の地域もこれに準ずるものと考えられるだろう¹⁰⁾。

表1：Kurmark 及び Neumark における貴族資産状況
 Tabelle 1：Umstand der Adelseigenschaft innen Kur- und Neumark



また、久保氏、前掲書においては王族の一人であるハインリヒ親王の年間生活費がおおよそ1万ターラーであった事が示されている¹¹⁾。王族とまったく同じ生活をしなくてもよい点を差し引いても、表1に示されている資産保有額、及び前掲書に示されている徴税形態を考えれば、所領収入だけで貴族が生活する事が、かなり困難な事であったろうことの予測は容易であろう。

官僚制の方面からの研究については、代表的な著作である上山氏の『ドイツ官僚制成立論』などをみても、プロイセン官僚制の進展は、貴族に対して少なからぬ影響を与えるものであった¹²⁾。官僚制の進展はフリードリヒ＝ヴィルヘルム一世時代からフリードリヒ二世時代にまで続くものであるが、この両王の官僚制を比較すると、貴族に関して重要な特色の違いがある。フリードリヒ＝ヴィルヘルム一世時代の官僚制では重要職における貴族の割合が少なかったのに対し、フリードリヒ二世時代の官僚制においては貴族の割合が王の保護によって増大している点である¹³⁾。しかし、これを単純に貴族保護政策の展開と捉えることはできない。

フリードリヒ＝ヴィルヘルム一世時代の官僚制は、基本的にプロイセンの諸地域を区分し、それぞれを総合的に管理していた。これに対し、フリードリヒ二世の官僚制はシュレジェンなどの新領地、クレーヴェ、マルクなどの飛地領を除けば、各分野ごとに統治を行う専門省となっていた¹⁴⁾。単純に考えるならば、地方別に統治を行っていた時の方が、平民よりも当該地域に強い影響力をもっていたはずの貴族の方が官僚としての実務は様々な面で果たしやすかったであろう。それに対し、専門省となってしまうと当該分野に対する専門知識・技能が必要となり、貴族と平民の身分的差異は却って障害となる。この状況では官僚の身分による取扱の違いは、必要とまったく矛盾している事となり、単純に保護イコール貴族に有利という結論にはならない。更に、地域を担当する官僚においては、当該地域を出身地域とする官僚は任用されない慣例があり、かつまた官僚となった貴族は、貴族であるよりも官僚である事を重視するようになる¹⁵⁾。この点を考え合わせると、確かにフリードリヒ二世は貴族の保護を行ったかもしれないが、それは過去の、等族として結合した古い貴族集団の構成員としてではなく、王権に従属する下僕としての貴族に対してのみだったという仮

説、もしくは、王の保護政策を、官僚が無視乃至空文化したのではないかという仮説が立てられるだろう。

こうしたフリードリヒ二世時代の貴族重視政策は、七年戦争の惨禍によってもたらされたものであった。七年戦争はプロイセンに大きな損害を与えた戦争であり、純軍事的に見ても、死者18万人の被害を受けている。これに同規模の負傷者、脱走兵など、二度と戦力として数えられないものが存在すると仮定すると、七年戦争でプロイセンが被った損害は、失われたものだけでおよそ36万人までに拡大するだろう。しかし、フリードリヒ二世の治世末期のプロイセン軍は、なお19万人の規模を誇っていた¹⁶⁾。プロイセンにおける貴族の人口比をおよそ1%から2%と仮定すると¹⁷⁾、貴族全体の人口は4～8万となり、そのうち男性人口は半分の2～4万、その3分の1が子供及び老人とその半分を別の職業に取られると考えれば、任用可能な男性人口は6000～1万2000となる。軍隊は将校と兵士で構成される。フリードリヒ＝ヴィルヘルム一世時代に「将校は貴族でなくてはならない」との勅令が出され、この勅令を封臣義務の復活と解釈して対抗する貴族たちに対し、彼は様々な方策をとることで従属を強制した。こうした経緯を考慮して、プロイセン軍の将校が全て貴族で構成されていたと仮定し、これと、プロイセン軍の兵員における兵員対将校の比率を、96,000対4,000というヴァイマル期の比率と同程度と仮定して適用すると、七年戦争における将校の被害数は約1万5000名となる。純粋に考えればこれら将校の被害人員はそのまま男性貴族人口に対する損失となる。戦死数1万5000人を1万2000人しかいない集団が出せるわけがない。これらを付き合わせてみると、プロイセンの男性貴族人口だけでは、プロイセン軍の必要とする将校数を満たすことは出来ないのである¹⁸⁾。つまり、七年戦争はプロイセン貴族の人口にも多大な影響を与えていたといえるのである。

この事態の解決策としては、貴族人口を新たに創出するしかない。実際、フリードリヒ二世は七年戦争中に多くの外国人及び平民に爵位を与え将校としているし¹⁹⁾、プロイセン改革の時代に軍制改革を主導したシャルンホルスト、グナイゼナウをはじめとした、後の参謀本部に関与する将校はこの爵位授与によって貴族となった（あるいは、貴族であると自称し、プロイセンに認められた）者たちであった。

とするならば、フリードリヒ二世の貴族に対する各種の政策は、この男性貴族人口が受けた損害の回復のため、と解釈する事が可能になる。フリードリヒ二世からすれば、王が国家を支配し、支配の手足として貴族があり、そして平民は支配される存在であるという理想を抱いていても、肝心の支配の手足となるべき貴族が、必要数を充足できないのであれば、理想と現実との差を埋め合わせなければならぬ。既にフリードリヒ一世以来、プロイセンには平民及び外国人に対する叙爵がかなりの頻度で行われていた。これは、王権に留保されている叙爵権を、フリードリヒ一世がプロイセン王としての権限で行使したものであり、記録上は以下表2のとおりに交付されている²⁰⁾。けれども、この表に記載されている確認されている叙任数では、到底不足を充たすものではない。ここから考えられるのは、将校に対する叙任の場合——特にそれが戦争中ですぐに将校が必要な場合——手続きを簡略化して認めたか、或いは貴族を自称したものをそのまま受け入れたかである。実際、プロイセンにおいて、貴族の名乗りをプロイセン王室に認めてもらう、または貴族と自称する人間をそのまま貴族として取り扱う例がある²¹⁾。このように、貴族保護政策の内訳にはこのような事情があったのである。

表2：プロイセンにおける貴族叙任数（大選帝侯から改革まで）

Tabelle 2：Die in den Adel erhobenen in Preußen

国王	在位期間	総数	職業*							頻度 ／年
			Bea.	Off.	Gei.	Dr.	Rgb.	Kfm.	Vwt.	
F.W.	1645-1688(43)	18	2	7	0	0	0	0	9	0.4
F.W. III	1688-1701(13)	9	4	3	0	0	0	0	2	0.7
F. I	1701-1713(12)	91	33	17	4	2	3	3	34	7.6
F.W. I	1713-1740(27)	138	43	56	5	2	7	0	27	5.1
F. II	1740-1786(46)	191	35	114	0	0	20(2)	2	30	4.2
F.W. II	1786-1797(11)	265	120	70	5	1	36(1)	3	49	26.4
F.W. III	1797-1806(9)	148	42	65	0	2	13	10	21	16.4
合計		860	279	332	14	7	82	18	172	5.3

*職業は Bea = 官吏, Off = 将校・軍人, Gei = 聖職者, Dr. = 学者, Rgb = 騎士領所有者, 括弧内は王領小作人, Kfm = 商人, 工業家, Vmt = 親族その他

しかし同時に、フリードリヒ二世の政府の方においては、王とは反対に、貴族に対する畏敬感が七年戦争によって払拭されたようだ。七年戦争はプロイセンによるザクセン侵攻に始まったが、プロイセンは戦費合計約1億4000万ターラーのうち、実に三分の一の約4800万ターラーをザクセンからの徴集で賄っている²²⁾。貴族に対する畏敬感がプロイセン政府平民官僚において払拭されたのは、このザクセンでの略奪が、平民で構成される兵士のみならず、将校（貴族）も競って参加したことにある²³⁾。この出来事はプロイセン政府をはじめとする平民勢力の、貴族に対する畏敬感を払拭させ、その後貴族と平民とを法律適用上同列に取扱い、貴族に対する優遇措置を減少させる展開に繋がってくる²⁴⁾。これでは、専門省であること、下級官僚の積極的支持が昇進における優遇で得られそうにないこととあわせて考えると、貴族の保護も、官僚職においては果たしてどれほどの効果があったのだろうか。

また、政府官僚における取扱の差異に対する反感の醸成（これは市民のそれを背景としていた）ことも、プロイセンに置ける新しい貴族像の定義を生む土壌となったと考えられる。これは、後にプロイセン、そしてプロイセン主導のドイツにおいて、貴族という存在が、身分的に等しい社会集団から、国家にその功績を認可された者になる事が出来る、所謂国民上層部とも言うべき存在に位置付けを変えられる、最初の端緒であったと考えられるだろう²⁵⁾。

最後に法的な貴族の状況について見てみよう。貴族に対する法で、貴族にもっとも影響力が強いのが身分及び土地、財産などに関する法律であることは容易に想像がつく。大選帝侯の次に貴族に対する抑圧政策を取ったフリードリヒ＝ヴィルヘルム一世は税制として一般フーフエ税を定めた後、レーンを自由領とすることを条件に従来の馬役奉仕 Roßdienst に代る采邑馬金 Lehnspferdgeld を課し、かつレーンの自由領化へ向けて1717年に自由領化法律 Allodifikationsgesetz が布告され、1723年には采邑法 Lehnverfassung が布告された。これによりレーンの自由領化が進むことになる²⁶⁾。

これに対し、貴族保護政策を取ったフリードリヒ二世は貴族保護のため、三つの政策を取ってい

る。第一は騎士領の市民への売却を禁止し、第二に騎士領の相続に関し、相続を単独の指定人に制限する信託遺贈 Fideikommiß の制度と、長子相続制を導入し所領分割を阻止、第三に七年戦争のための負債が貴族家計に大きな負担となったので、そのための資金援助を目的に地主金融組合 Landschaft を設立し、国庫からの補助を行っている。しかし、これらの政策もそれほどの成果を示さなかった。レーンの自由領化は負債の最終的な責任者を王から貴族へと移行させ、Fideikommiß と長子単独相続制は所領売却を容易にし、国庫からの補助は相互矛盾する規定によって満足に働かなかつた。このため、騎士領の売却は依然として続き、フリードリヒ＝ヴィルヘルム二世の時代には制度自体が廃止され、貴族の家計を原因とする没落は、少なくとも収入を所領からのそれに依存する限りにおいてはほぼ避けることは不可能となったのである²⁷⁾。

更に、こうした負債を抱えた貴族領への市民進出の最大の契機となったのが、1794年のプロイセン一般ラント法の公布であった。この法の公布によって騎士領の市民に対する売却及び市民の騎士領購入が公式に認可され、また、異身分間婚姻の解禁が布告された。多額の負債を負った貴族の中には平民の子女を迎え入れるか、平民の子弟を養子や婿養子として迎え入れ、存続を図る者が出ているのである²⁸⁾。

これらの出来事を鑑みれば、フリードリヒ二世という保護者を失った貴族が、官僚支配が展開していった18世紀後半及び19世紀初頭において、危機的状況に追い込まれていったという状況が示されるであろう。

第二節 ユンカー、プロイセン陸軍将校の実態

第一節にみたプロイセン貴族の財政的な困窮の実態とその解決において、プロイセンではその解決を軍の将校職に求める貴族が多かったことは、次の事実からも補強される。まず、プロイセン陸軍将校の給与が、特に中隊経営を管轄する大尉以上の階級においてかなり優遇されていた事である。まず、1806年に始まる改革の前後、プロイセン陸軍将校の給与支給額及び、中隊管理経費などがどのように改革前に構成され、改革後に変化したのかについては、1908年にフリードリヒ・モイゼル Friedrich Meusel がその支給額の変化を研究している²⁹⁾。これと久保氏前掲書に掲載されているプロイセン官僚への給与支給額を対比させると、中隊経営に関する諸経費が差し引かれるとはいえ、大尉以上の階級に大臣と同程度の額が支払われていた事がわかる。兵員に支払われるべき給与に対する恒常的中間利得は依然として取収されていたし、かつ、中隊長である大尉以上の階級においては王からの心付け (Douceur) もあるのであるから、中隊の経営に関係する事は、大きな収入を期待できることになる。さらにプロイセンの税制は消費税と地租が多くを占めているので³⁰⁾、こうした給与所得に対する課税の心配は薄くなる。この魅力ある収入を期待できる将校職に貴族が集まるのも、無理はないといえるだろう。下に表3としてプロイセン軍における将校の給与支給額³¹⁾、比較対照に、表4として官僚に対する給与支給額を上げておく³²⁾。

表3：プロイセン軍における将校給与支給額（年額）
Tabelle 3：Die Besoldung der Offizier in Preußischen Armee [Jahresbezüge]

階 級	基 本 給 *1	中隊経営費	要員手当	心 付 け
少尉（騎兵）	240T	0	0	0
少尉（歩兵）	204T	0	0	0
中尉（騎兵）	360T	0	0	0
中尉（歩兵）	300T	0	0	0
大 尉	2132T*2	2282T*3	0	1300T*6
少 佐	2132T	2282T	275T	1900T*7
中 佐	2132T	2282T	374T	2600T*8
大 佐	2132T	2282T	836T	2600T*9
少 将	6000T*4		4200T*10	
中 将	7000T*5		6400T*11	

* 単位は T: ターラー（正しくは Rtl）

*1 ここでいう中隊経営費とは直接兵員に対して支払われる給与の事である。

*2 大尉の給与額は歩兵大尉のもので、騎兵、竜騎兵などで額は異なる。ここでは、中隊経営に関する諸雑費を包括したものを提示した。大尉以上の階級（佐官）においては、基本給は同様だが、別途に扶持（Rationen）、司令部要員手当、心付けが加わり、これによって給与額に差が出ることとなっている。少将以上の階級の場合、中隊を直接指揮するしないにかかわらず、一括した額が払われている（表の額は歩兵少将、中将のもので、騎兵では額が異なる）。これらの給与額が、プロイセンの軍事財政国家たる所以を表現しているように思われるが、1806年の改革においては、これらの給与の減額も大きな課題の一つであった。

*3 中隊経営費の額は竜騎兵中隊のものである。

*4 少将給与額は歩兵少将のもの。騎兵少将は6800Tであった。

*5 中将給与額は歩兵中将のもの。騎兵中将は7933Tであった。

*6 大尉の心付け額は騎兵大尉のもの。歩兵大尉は1200Tであった。心付けは一応の額が記されているが、当該士官の兵科、配置によって増減する。

*7 少佐の心付け額は騎兵少佐のもの。歩兵少佐は1800Tであった。

*8 中佐の心付け額は騎兵中佐のもの。歩兵中佐は2500Tであった。

*9 大佐の心付け額は騎兵大佐と騎兵中佐の心付けの額が同じように、歩兵大佐と歩兵中佐の額も同じ。これは、中佐が大佐負傷／戦死時の代理指揮官であること、及び、オーストリアで取られていた「連隊保有者にして大佐（Oberst-Inhavior）」との関連があると思われる。

*10 少将の心付け額は当該少将が司令官である場合の額。通常の少将は3000T。歩兵／騎兵の別はない。

*11 中将の心付け額は当該中将が司令官である場合の額。通常の中将は4000T。歩兵／騎兵の別はない。

表4：プロイセン官僚に対する給与支給額（年額）
Tabelle 4：Die Besoldung der Bürokratie in Preußen [Jahresbezüge]

職 務	支 給 額
大 臣	3000T
枢密財務参議官	1200T
軍御領地庁長官	1500T
税 務 官	500T
会 計 官	150T
監 督 官	50T
ラントラート	400T
地租収税官	250T

また、この困窮から来る公職への希望の他にも、市民の職業に従事するために以前に貴族称号を捨てた者の貴族への復帰や、併合されたポーランド、1789年のフランス革命による、フランスからの亡命貴族が公職に採用されるケースがあった³³⁾。そして、依然として続く、市民からの貴族叙任者という存在もいるのである。

そして、ナポレオンに対するイエナ＝アウエルシュタットでの敗北後、プロイセンで始まった改革においては、更に貴族の状況を悪化させる事態が進行しようとしていた。それは、貴族にとって最も重要な収入をもたらす職業である将校において始まった。プロイセンではフリードリヒ＝ヴィルヘルム一世以来、「将校は貴族でなければならない」とする原則があったが、これがフリードリヒ二世の七年戦争によって破綻したのは前節に見たとおりである。しかし、七年戦争後の貴族保護政策は将校をもその保護範囲とし、かつ、希望人員の多さに加え、平民・外国人からなる将校たちも少なからず存在したのである³⁴⁾。

改革において、この貴族が将校を構成するという原則に対する改革としてハルデンベルクは、プロイセンにおける公職に対する身分制限の打破を目的とし、イエナ＝アウエルシュタットの敗北後に逃げていたりガで書かれた『リガ覚書』、それに基づいた『1808年8月6日勅令』の発布を推進し、将校職における身分制限を撤廃する方針を打ち出した³⁵⁾。これにはシュタインも参与しており、彼自身、「窮乏化し、領地を失い、負債を抱えたプロイセン貴族は国家にとって著しい負担である。彼らは教養もなく援助が必要なくせに思い上がっている。そして全ての官職に押し寄せてくるのである³⁶⁾」、という辛辣な意見を出している。この点から考えると、改革派にとって、将校職に身分による取扱の差異が存在することは改革の大きな障害となると考えていた事がわかる。

前節でフリードリヒ二世は官僚制においても貴族を優遇したが、実務官僚として官房学・法学に秀で、名を残しているのはむしろ平民出身者か外国人であり、貴族が少数である事は、法制史の面から既に明らかである³⁷⁾。であるならば、軍隊における官僚である将校も同じ原理の下に構成されて何の不思議があるだろうか。官僚という知識をもって国家に奉職する存在に身分が障害であるならば、軍事的知識をもって国家に奉職する将校にも、同様の原則が適用されてしかるべきであるからだ。しかも、フリードリヒ一世に始まる外国人・平民に対する爵位授与ははまだ継続しており³⁸⁾、

この制度が単に継続するだけでも、「プロイセン貴族＝ユンカー」という定式が常に危機に瀕している定式であることを示し、その実態については大きな疑いがもたれる所以である。

それでは、「プロイセン貴族＝ユンカー」という定式に関する事項を整理してみよう。「プロイセン貴族＝ユンカー」であるという定式が成立したことについては、もっとも近い研究としては Büsch の研究が「貴族－農民」の支配関係と「将校－兵士」の支配関係が両立した事がプロイセンの特徴とし、これを Büsch のテーゼとして樹立させた。ユンカーはグーツヘルとして所領において農民を支配し、将校として兵士を支配した存在である、というのである。Büsch は異質な社会集団であった軍隊と既存社会が、将校と兵士の関係を領主と農民の関係に同期させることによって始めて共存が可能となり、そのためにカントン（徴兵区）が大きな役割を果たしたとする。当該カントンの土地貴族が、その部隊の連隊長或いは中隊長などといった将校となることによって、あらかじめ存在するプロイセンの行政面での支配体制を軍事面に転用した制度だとする³⁹⁾。

しかし、そのためには将校の完全な、当該連隊の当該カントン内出身の貴族による独占が必要である事は言うまでもない。この問題に付いては、連隊の駐屯するクライス内の将校における貴族のパーセンテージからゲーゼ Frank Göse が反証を行い、テーゼに付いての疑念を訴えている⁴⁰⁾。これに加え、マルティニー Fritz Martiny の指摘から考えられるのは、プロイセン貴族が領主としての安定性を欠いていることは今まで見てきたとおり肯定されるのであり、「貴族－農民」、「将校－兵士」の関係が相互に安定している事を前提とする Büsch のテーゼに強い疑いを抱かせる。極言すれば、Büsch のテーゼはプロイセンの認識において、「将校＝貴族」でなければならないその大前提の段階で、様々な側面を内包するプロイセン貴族の内訳をあえて止揚し、「プロイセン貴族」という大枠で固定してしまったために、現実との間に齟齬を生じているのである。これがプロイセン史の軍事的側面における基本認識となったことは⁴¹⁾、プロイセン史の正しい認識において大きな障害となったのではなかろうか。法制史、財政史の観点からは既にプロイセン貴族の法的・財政的危機が露となり、平民の貴族に対する畏怖感についても払拭の色が見え、更には軍事的な面からも多くの齟齬を抱えるに至ったこの認識は、ユンカーの存在を過大に解釈しすぎたといえるだろう。

更に、Göse,1992 においては興味深い指摘がある。プロイセンにおける貴族の形態について、Büsch の定義した「土地領主（貴族）＝将校」という形式ではなく、プロイセンの貴族自体が、「Landadel」と「Militäradel」の二形態に分離されるのではないかというものである⁴²⁾。この場合、Landadelとは旧来の理解における騎士領所有者などであり、問題となるのはMilitäradelの方になる。実際、KurmarkとNeumarkだけを見ても土地無し貴族の全貴族数に対する割合は1713年の段階で平均20数%であり⁴³⁾、この数値が増加してゆくであろうと推測できること、かつ、両マルク各クライスの貴族子弟の就職状況を表5として、貴族の職種別人口の表として表6を示すが、以下の表をみてもこの理解の正しさは裏付けられるであろう⁴⁴⁾。そして財政的に困窮する彼らが、収入の多い将校職へ傾斜してゆくであろうことは、第一、第二節でこれまで見てきたとおりである。

表5：貴族子弟の就職状況
Tabelle 5：Berufsgliederung der Vasallensöhne

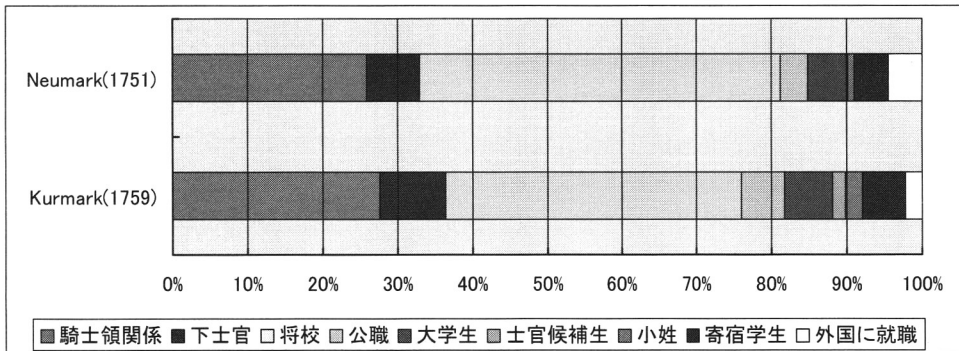
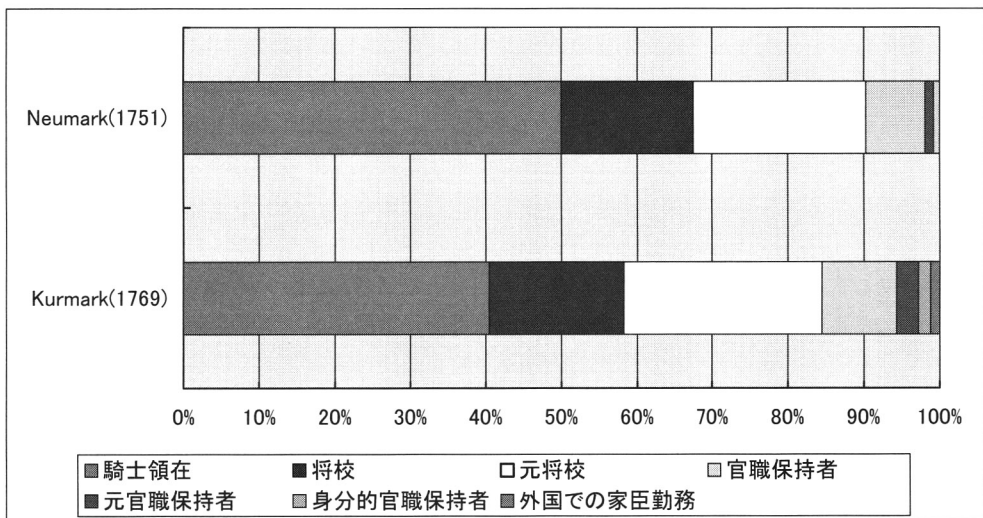


表6：貴族の職種別人口
Tabelle 6：Berufliche Gliederung des Adels



おわりに

ユンカーの影響力の減退は19世紀に入ると更に顕著なものとして認識できる。ユンカーの定義をもととのブランデンブルク＝プロイセン領に所領を持っていた貴族と仮定した場合、まず、18世紀後半からのプロイセンの拡大によって流入した貴族をどう解釈するかという問題に直面する。3回のポーランド分割によって得た旧ポーランド領と、1815年のウィーン会議によって得たライン川流域の貴族である。このうち、旧ポーランド貴族がプロイセン軍においてどのようなウェイトを占めたかに付いては、オーストリアに併合された地域と比較した論考があるものの⁴⁵⁾、ライン川流域のそれについてはない。更に、1850年代に問題となるプロイセン憲法闘争の発端となった陸軍増強の以前、つまり、領土に適合した戦力になった、三月前期のプロイセン軍における貴族軍人の割

合については、まだまだ研究の余地が残されており、ユンカーによって支配されていたと断言できる段階にはない。

更に、19世紀のドイツ第二帝国における貴族像は、それまでの身分的に平民とはっきりと分離せられた存在というものに加え、国家に貢献し功績をなした国民が叙せられる、いわば国民上層階級の名譽を国家が承認したものであるという意味合いが付加され、そちらの方が優位に立ってしまうのである。この、新しい貴族の概念の定立に大きな役割を果たしたのが、改革の時代にハルデンベルクから抗して将校職における貴族の取り扱い優先を説いたフリードリヒ・アウグスト・ルードヴィヒ・フォン＝デア＝マルヴィッツ Friedrich August Ludwig von der Marwitz (1777-1837) である。彼の行動は、日本においては末川氏の著作内において、註の付言として語られるのみであるが⁴⁶⁾、彼が改革派への反論とともに貴族へ促した自己批判は、19世紀ドイツにおいて貴族とはどうあるべきか、貴族とは何であるかという議論を大いに喚起させ、貴族に対する研究の開始とその方法論、社会における貴族の位置付けなど、現在における貴族関連の研究の基本的方法が定まるきっかけともなった⁴⁷⁾。

ユンカーは確かに我々にプロイセン貴族の一つの形を提示し、軍国主義プロイセンと相まって、19世紀20世紀にも大きな影響を与えたというイメージを我々に強く印象付けている。しかし、このイメージの実像がどれほど妥当なものなのかという疑問については、これまで見てきたとおりである。更に、19世紀においてプロイセン貴族はその定義の変革に曝され、大きな混乱と、貴族とは何であるかという根本的な定義の変換を経験する。貴族とは何であるか、という問いかけの原点については、マルヴィッツを研究する過程で検証することとしたい。

注

本稿においては Göse の多くの論考に拠った。このため、以下の論文・著作を略記する。

Göse, Frank, Die Struktur des Kur- und Neumärkischen Adels im Spiegel der Vasallentabellen des 18. Jahrhunderts, in: *Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte* [FBPG] NF7, 1992, S.25-46. (以下, Göse1992)

Göse, Frank, Ein altmärkischer Amtsträger zwischen Staatsdienst und Ständetum, in: *Jahrbuch für brandenburgische Landesgeschichte*, JgXLV [JBLG] 1994, S.97-117. (以下, Göse1994)

Göse, Frank, Zwischen Garnison und Rittergut, in: Pröve, Ralf (Hrsg.), *Klio in Uniform?*, S.109-142. Köln 1997 (以下, Göse1997)

Göse, Frank, *Rittergut-Garnison-Residenz*. Veröffentlichungen des Brandenburgischen Landeshauptarchivs in Potsdam [BLHAP] Band51. Berlin 2005. (以下, Göse2005)

- 1) プロイセン改革及び関連する事項においてここで参照した、書籍となっている日本の研究は以下のとおりである。

上山安敏『ドイツ官僚制成立論』（有斐閣 1964）

坂井榮八郎『ドイツ近代史研究』（山川出版社 1998）

阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』（中央大学出版部 1988）

神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』（創文社 1994）

末川清『近代ドイツの形成』（晃洋書房 1996）

高柳信一『近代プロイセン国家成立史序説』（有斐閣 1954）

- 2) 飯田恭「十八世紀プロイセン貴族の社会的特質—ヴェストファーレン貴族との対比の試み—」（社会経済史学 58 卷 4 号 1992）pp.469-500. 山崎彰「近世ブランデンブルクにおける『官職=領主』貴族の成立」（山

形大学歴史・地理・人類学論集 24号 2001-2003)。仲内英三「十八世紀プロイセン絶対王政と軍隊」(早稲田大学政治経済学雑誌 342,345号 2000,2001)。

日本におけるプロイセン貴族に対する直接のアプローチとしては本文中で上げた飯田氏、山崎氏、仲内氏の論文の他に川村勤氏の「プロイセン改革時代における貴族の危機について」(西洋史研究 2巻 1956年) pp.33-44. が上げられる。しかし、飯田/川村論文はプロイセン貴族に関する情報を Fritz Martiny, *Die Adelsfrage vor 1806, 1938* に依拠し、同書はクールマルクの貴族の政治及び土地的な状況を研究の範囲とし、軍事的なそれは含まれていない。飯田氏の研究は政治・土地的な事項を同書から、軍事的な領域を Büsch の *Militärssystem und Sozialleben im alten Preußen, Berlin 1962.* から引用しているが、後述する通り、この研究は現在、Göse の研究によって疑問が呈され、それは本稿によっても強まるだろう。仲内氏の研究は軍事的な分野で同じく Büsch を参照しているし、改革をその主題とはしていない。山崎氏の研究は貴族をその対象としつつも、17世紀後半から18世紀初頭をその範囲としている。故に、現段階において改革期以降のプロイセン貴族の実像を捉えられた研究がある、とは言えないのではないだろうか。

また、これらの点から考えると、日本におけるプロイセン貴族研究は、現段階においては Martiny と Büsch の認識から進んでおらず、プロイセン史において強調される軍事的な側面が不完全だと結論する事が出来るのではなからうか。

3) 阪口修平「近世ドイツ軍事史研究の現状」(史学雑誌 第110編6号 2001) pp.84-95.

4) ドイツにおけるプロイセン貴族に対する研究者として本稿では Göse と Ewald Frie に多くを依拠した。参照文献及び論文はその都度註に挙げてゆく。

また、戦前から80年代までにおけるプロイセン貴族研究の資料は主としてプロイセンの国家機密文書 *Geheim Staatsarchiv* 及び、中央官庁の諸書類だが、近年の貴族研究は却って地方史からピックアップする形式をとり、各地域別に纏められた *Landeshauptarchiv, Hauptstaatsarchiv, 貴族家資料 Adlige Familiengeschichten* 及びテオドル・フォンターネ図書館 <http://www.fontanearchiv.de/> の発行する諸資料に依拠している。

この研究史概観に関しては Frie Ewald, *Preußische Identitäten im Wandel [1760-1870]* in: *Historische Zeitschrift (HZ) Band 272, 2001. S.353-375, Göse 2005 S.13ff.* を参照。

5) 第二帝国期のミリタリズムについては、アルフレート・ファークツ著/望田幸男訳『ミリタリズムの歴史』(福村出版 2003)、望田幸男著『軍服を着る市民たち』(有斐閣 1983) を参照。

6) プロイセンのユンカー成立に関する著作としては以下のものがある。

Rosenberg, Hans, *Bureaucracy Aristocracy And Autocracy The Prussian Experience 1660-1815.*

Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press, 1958.

Rosenberg, Hans, *The Rise of the Junkers in Brandenburg-Prussia, 1410-1653; Part1, in: The American Historical Review, Vol.49 No.1[Oct.,1943], pp.1-22.*

Rosenberg, Hans, *The Rise of the Junkers in Brandenburg-Prussia, 1410-1653; Part2, in: The American Historical Review, Vol.49 No.2[Jan.,1944], pp.228-242.* 原文発行段階での表記はこれであるが、年代の表記は Part.1の方が正しいと思われる。

Carsten, Francis L. *The Origins of the Junkers, in: The English Historical Review, Vol.62.No.243 [Apr.,1947], pp.145-178.*

7) グーツヘルシャフトの成立は16世紀に遡れるが、本稿においては将校職との関連が主題であるため、将校職への取り込みの始まりとなった大選帝侯の「大譲歩」を起点にしている。大譲歩の一般的理解に付いては、Tuttle, Herbert. *History of Prussia to the accession of Frederic the Great. Teill. 1972. Boston. pp.228-234.*

8) Martiny, Fritz. *Die Adelsfrage in Preußen vor 1806, Stuttgart 1938. S.32-33.* より。Martiny の註に関しては、飯田、川村前掲論文の註に習う。また、1713年から1769年の間に Kurmark では貴族が 696 家族から 577 家族へ、Neumark では 497 家族から 443 家族へ減少している。Göse 1992, S.31f.

9) 久保清治『ドイツ財政史』(有斐閣 1998) 第三章及び第七章を参照。

10) Göse 1992, S.46 より作成。

11) 久保、前掲書 p.142. 内訳は Easum, Chester v., *Prince Henry of Prussia.* Originally published in 1942, First Greenwood Reprinting 1971, pp.24-25. また、期間は前後するものの、貴族の現金収入額(年額)について

は Göse2005 S.89.

- 12) 上山，前掲書第二，三，四章参照．
- 13) 荒木康彦「フリードリヒ2世とプロイセン官僚制の変化」(近畿大学教養部紀要8号1977) pp.111-126.
- 14) 荒木，前掲論文 pp.111-114.
- 15) Göse1994, S.106ff,112f. 上山，前掲書 pp.248-249.
- 16) フィリップ・ヘイソンスウェイト著／稲葉義明訳『フリードリヒ大王の歩兵 鉄の意志と不屈の陸軍』（新紀元社2001）p.3.
- 17) 貴族の全人口に対する比率は，神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』（創文社1994）p.398.に記載されているバイエルンのものから類推した．
- 18) ここでの計算は被害者総数から割り出したもので，公式の将校戦死者は Theodor Schieder, *Friedrich der Große*, 1983, S.73. によればおよそ1550名となっている．しかし，単純な将校の被害総数だけでは，プロイセン貴族のこうむった被害を計測するには尚不足である．というのも，プロイセン軍では士官卒に入りきらない，予備の将校人員を下士官としてプールしておく傾向があった．実際，クラウゼヴィッツなどはこのプールを経て士官となっている．Göse2005, S.464ff. 及びピーター・パレット著／白須英子訳『クラウゼヴィッツ「戦争論」の誕生』（中央公論社1991）pp.22-32.
プロイセンの人口については David G. Chandler, *Atlas of Military Strategy. The Art, Theory and Practice of War, 1618-1878*, Sterling Publishing Co. Inc., 1996, pp. 22-23.
- 19) この将校の貴族叙任に際し，宗教・人種は考慮されなかったようである．後にプロイセンにおいてはカトリックのハンガリー人将校が侯爵まで，カトリックのイタリア人が歩兵大将／宰相にまで上り詰めているし，フリードリヒ二世が叙任した将校の中にはトルコ人すら含まれていた．ヘイソンスウェイト，前掲書 pp.5-6. 秦郁彦編『世界諸国の制度・組織・人事』（東京大学出版会2001）pp.325-370.
- 20) 飯田，前掲論文 p.478. 飯田氏はこの表を A.M.F. Gritzner, *Chronologische Matrikel der Brandenburgisch-Preußischen Standeserhöhungen und Gnadenarte*, Berlin 1874 より作成している．
- 21) 有名な例ではグナイゼナウ，及びクラウゼヴィッツが上げられる．ヴァルター・ゲルリッツ著／守屋純訳『ドイツ参謀本部興亡史』（学習研究社1998年）p.13,34. 及びピーター・パレット前掲書 pp.22-32.
- 22) 久保，前掲書，p.135, pp.160-161.
- 23) Frieによれば，王の近衛騎兵隊士官も争って掠奪に参加したことによるらしい．プロイセンでは掠奪は平民の仕事という観念があり，徴発を超える掠奪は平民士官が存在する常備軍 (Stehendes Heer) 以外の軍によって行われるというのが常識であったが，この戦争においては常備軍でさえ掠奪を行っている．Frie, aa.O.S.356ff.
- 24) Frie, aa.O.S.356ff.
- 25) Frie, aa.O.S.372f. 及び，Rosenberg, aa.O.S.140.
- 26) A.Goodwin, *The European Nobility in the 18th Century*, 1953, S.86f, Martiny, aa.O.S.15.
- 27) O.Hintze, *Die Hohenzollern und der Adel*, in: *Historische Zeitschrift (HZ) Band.112*, 1914, S.497.
また，まだ騎士領の市民への売却が禁止されている1770年代においてさえ，Neumark だけで72の騎士領が市民の手に渡っている．Göse1992, S.32f.
- 28) Vgl. Günter Birtsch und Dietmar Willoweit (Hgg.), *Reformabsolutismus und ständische Gesellschaft. Zweihundert Jahre Preußisches Allgemeines Landrecht* (Forschungen zur Brandenburgischen und Preußischen Geschichte N.F. Beiheft 3), Berlin 1998.
- 29) Meusel Friedrich, *Die Besoldung der Armee im alten Preußen und ihre Reform 1808*. Aus Marwitz' Memoiren, in: *Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte* (FBPG) 21, 1908, S.243-252.
- 30) 久保，前掲書第三章及び第七章を参照．
- 31) この給与額は1806年以前のものであり，改革後，この額は変動する．Meusel aa.O. より作成．
- 32) 久保，前掲書 pp.29-30.
- 33) Martinyによれば，1806年，約7000名のプロイセン軍将校の定員のうち，1059名がフランスからの亡命者によって占められていた．Martiny, aa.O.S.79f.
- 34) Gritzner, から作成された表を見ても，多くの平民が主として将校から貴族に叙任されている事がわかり，

また、グナイゼナウ、クラウゼヴィッツなどの例を見ると、勝手に名乗った場合であってもそのまま通用してしまうのが実際の状況であった。Göseによるとプロイセン常備軍における、騎士領保有者関係/全将校のパーセンテージは18世紀後半で約60%以下しかない。Göse.1992 S.34f. また、前述の貴族人口とGöse2005 S.492f.の職業別貴族人口表を比較しても、必要とされる将校数を満たすには至らない。

- 35) Gordon A. Craig, *The Politics of the Prussian Army, 1640-1945* (Oxford, 1956), p.43.
- 36) Martiny a.a.O.S.64.
- 37) 西村稔『文士と官僚』（木鐸社1998）を参照。
- 38) Vgl. Gritzner, a.a.O. また、秦, 前掲書 pp.325-370. を参照しても、貴族の称号である von をつけつつも、多くのドイツ系以外の人間を見つける事が出来る。最終的にドイツ帝国崩壊まで平民の貴族叙任は続けられる。
- 39) Büsch, a.a.O.S.73f.
- 40) 従来はプロイセン軍将校のうち9割が貴族という認識が定着し、Büschによって当該クライスに属する連隊には当該クライス出身将校が当てられるという定義がなされていたが、Göseの研究によれば、その定義は成り立たない。Göse1997, S.125.
- 41) 仲内, 前掲論文及び、阪口, 前掲書評を参照。
- 42) Göse1992, 35f.
- 43) Göse1992, 34f.
- 44) 表5はGöse2005, S.496f. より作成。表6はGöse2005, S.491ff. より作成。
- 45) Vgl. Bangert, Dieter, *Polnischer Adel — österreichisches und preußisches Heer*, in: *Zeitschrift für Ostforschung* (ZfO) Band21, 1972, S.466-521. ただ、採用自体は18世紀から始まっている。シャルンホルストの1807年以降の改革に当初対抗したのはポーランド系の侍従武官、オッペルン＝プロウニコスキー將軍だった。
- 46) フリードリヒ・アウグスト・ルードヴィヒ・フォン＝デア＝マルヴィッツに関しては以下の著作がある。
Frie Ewald, *Preußische Identitäten im Wandel [1760-1870]*, in: *Historische Zeitschrift* (HZ) Band 272, S.353-375.
Meusel Friedrich, *Friedrich August Ludwig von der Marwitz*, Berlin 1908-1913 [Band1,2].
Frie Ewald, *Friedrich August Ludwig von der Marwitz: 1777-1837, Biographien eines Preußen*, Paderborn, München, Wien, Zürich, Essen, Univ., Habil-Schr., 2001.
- 47) Frie a.a.O.S.367ff.

[本論文は大藤慎司が茨城大学大学院教育学研究科に提出した平成17年度修士論文に関わる研究の一部である]